

会 務 運 営 規 程

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という。）の定款第 55 条に定める部及び委員会について、その適切な運営を図ることを目的として定める。

(会務の分担)

第2条 本会は、定款第 55 条により、会務運営のため、次の各部を設けそれぞれ理事が分担する。

(1) 総務部

- イ. 事業の企画、調整に関する事
- ロ. 医師会館運営、職員の服務規程に関する事
- ハ. 会員名簿作成に関する事
- ニ. 文書、規程類の整備に関する事
- ホ. 諸届等の業務に関する事
- ヘ. 裁定申請事項、医療事故、医事紛争に関する事
- ト. 資料の収集、統計、情報の分析に関する事
- チ. 一般渉外事項に関する事
- リ. 社会保険、保険診療、社会保障制度に関する事
- ヌ. 会員の福利厚生、相互扶助に関する事
- ル. その他各部に属さない事項に関する事

(2) 経理部

- イ. 会計、経理に関する事
- ロ. 財産、備品及びその台帳に関する事
- ハ. その他経理に関する事

(3) 公衆衛生部

- イ. 公衆衛生に関する事
- ロ. 予防医学に関する事
- ハ. 産業保健に関する事
- ニ. 在宅医療に関する事
- ホ. 保健所協力事業に関する事

(4) 地域医療部

- イ. 防疫問題に関する事
- ロ. 災害対策に関する事
- ハ. 救急医療に関する事
- ニ. 地域医療連携に関する事

(5) 学術部

- イ. 医学研究に関する事
- ロ. 学術講演会、生涯教育に関する事
- ハ. 多摩医学会に関する事
- ニ. 社会教育、衛生講話等に関する事
- ホ. その他学術関係事項に関する事

(6) 学校医部

学校保健に関すること

(7) 病院部

イ. 病診、病病連携に関すること

ロ. 高度先端医療に関すること

ハ. 災害時の医療拠点に関すること

ニ. 重大感染症流行時の対応に関すること

(8) 広報部

イ. 会報の編集、発行に関すること

ロ. 対外広報活動、情報収集、宣伝に関すること

(担当理事等)

第3条 会長は理事の中から、各部の部長、副部長を選任し、部長に事故あるときは、副部長が代理する。

2 会長は、必要に応じて、各部を担当する副会長を指名することができる。

3 会長は、各部長と協議して、その部の担当部員を選任・委嘱する。

4 各分担業務については、会長の指示により、理事相互間において、適宜その業務を交換、重複、協力させることができる

(部の増減)

第4条 新たに部を設けるととき、または部を廃止するときは、理事会の議決を経なければならない。

(医道審議会)

第5条 医道審議会に関して必要な規則は別に定める

(委員会)

第6条 本会に次の委員会を置くことができる。

(1) 会長諮問委員会

(2) 総会の設置する委員会

(3) 理事会の設置する委員会

(会長諮問委員会)

第7条 会長は、必要に応じて、理事会の議を経て、会長諮問委員会を設置することができる。

2 前項の委員会は、会長の諮問に応じて、特定の事項について審議し、答申する。

3 第1項の委員会の委員の数、選任及び任期、または答申の期限については、会長が定める。

4 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(総会の設置する委員会)

第8条 総会は必要に応じて、総会の議を経て、委員会を設置することができる。

2 前項の委員会は、特定の事項について審議する。

3 第1項の委員の数、選任及び任期については、総会で決定する。

4 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(理事会の設置する委員会)

第9条 理事会は必要に応じて、理事会の議を経て、委員会を設置することができる。

2 理事会は、会員の中から委員を推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(定足数と議決)

第10条 委員会の定足数と議決については、定款第32条第5項の理事会の規定を準用する。

(委員会の招集)

第11条 委員会は委員長が招集する。

(委員長の職務及び権限)

第12条 委員長は、委員会の秩序を保持し、委員会の議事を整理する。

2 委員長は、委員会の経過及び結果を、会長及び理事会に報告しなければならない。

(発議者または動議提出者の委員会への出席)

第13条 委員会に付託された案件の発議者または動議の提出者は、委員会に出席して意見を述べるができる。但し、採決に加わることはできない。

(委員会の嘱託)

第14条 委員会は、その審議する事項に関し、専門的知識を有する者の意見を聞く必要のあるときは、会員以外の者を嘱託とすることができる。

2 前項の嘱託は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(会議中の委員会の開催)

第15条 委員会は、総会の会議中でも議長の許可を得てこれを開くことができる。

(委員及び嘱託の費用の支給)

第16条 委員及び嘱託が委員会に出席したときは、必要に応じて「役員等の報酬及び費用に関する規定」の費用の支給を受けることとする。

(委員の解任)

第17条 特別委員会の業務が任期内に完結したときは、会長、総会、または理事会は委員を解任し、委員会を解散することができる。

(役員報酬等の支給基準)

第18条 定款第30条に定める役員報酬等の支給基準は、「役員等の報酬及び費用に関する規定」に定めるところによる。

2 この法人の業務遂行のために要した経費は、その実費を弁償することができることとし、その支給基準は、「役員等の報酬及び費用に関する規定」に定めるところによる。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
3. 平成26年6月27日 一部改正（平成26年4月22日理事会）